

大阪府 SDGs 推進本部設置要綱

(目的)

第1条 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、府施策の総合的推進を図るため、庁内関係部局による大阪府 SDGs 推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表(1)に掲げる本部員をもって組織する。

(所管事項)

第3条 本部は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) SDGs の理念の普及、理解の促進に関すること。
- (2) SDGs の達成に向けた取組の推進に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

(会議)

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

(幹事会)

第5条 第3条の所管事項に関する連絡調整を行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び別表(2)に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、企画室長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、企画室に置く。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年1月28日から施行する。

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(1)

副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
総務部長
財務部長
スマートシティ戦略部長
府民文化部長
I R推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
大阪都市計画局長
大阪港湾局長
会計管理者兼会計局長
議会事務局長
教育長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
警察本部総務部長

別表(2)

副首都推進局総務担当課長
危機管理室防災企画課長
政策企画部政策企画総務課長
政策企画部企画室連携課長
総務部法務課長
総務部市町村局振興課長
財務部財政課長
スマートシティ戦略部スマートシティ戦略総務課長
府民文化部府民文化総務課長
府民文化部都市魅力創造局国際課長
I R推進局企画課長
福祉部福祉総務課長
健康医療部健康医療総務課長
商工労働部商工労働総務課長
環境農林水産部環境農林水産総務課長
都市整備部都市整備総務課長
大阪都市計画局計画推進室総務企画課長
大阪港湾局企画調整担当課長
会計局会計総務課長
議会事務局総務課長
教育庁教育総務企画課長
監査委員事務局総務課長
人事委員会事務局任用審査課長
警察本部警務部警務課長